

TAX AND CORPORATE SERVICES

法人所得税（以下、CIT）

土地の収用により住所を移転された企業に対するCIT

2014年3月18日付で税務総局は土地の収用により住所を移転された企業に対するCITに関するガイドラインとしてオフィシャルレター（以下、OL）877/TCT-CSを発行しました。当該OLによると、国が出資していない企業が住所を移転された際に受取った資産補償金及び移転補助金について、関連費用を差し引いた後の残存部分はCIT上「その他の所得」として処理されます。

付加価値税（以下、VAT）

みなし輸出入取引（On-the-spot import and export）に対するVAT

税務総局が2014年3月24日付で発行したOL951/TCT-CSによると、外国契約者とみなし輸入企業間の契約書に基づくみなし輸出入取引により、外国契約者にベトナム所得が生じる場合、外国契約者に対する外国契約者税のVAT義務は以下の通りとなります。

- ・ サービスを伴わない物品の輸入の場合、輸入時のVATは発生しますが、外国契約者に対する外国契約者税のVAT義務は発生しません。
- ・ 契約書上、物品とサービスの対価が分かれて記載されている場合、サービスの対価について外国契約者税のVAT義務が発生します。契約書上、物品とサービスの対価が分かれて記載されていない場合、当該全額について外国契約者税のVAT義務が発生します。

貸付利息に対するVAT

税務総局が2014年3月13日付で発行したOL798/TCT-CSによると、企業間貸付契約書から生じた貸付利息はVATの対象外になります。利息を受け取る時、貸手はVATインボイスを発行し、当該インボイスのVAT率、VAT額の欄に数字を記載せず、打ち消し線を引く必要があります。

輸入関税

工場又は倉庫を賃借している企業に対する輸入の275日ルールへの適用

企業は、輸出品生産のための原料輸入について、通関申告書提出日から275日以内に完成した製品を国外へ輸出する場合には、輸入時に輸入税を納税する必要があります。（275日ルール）

財政省が2014年4月26日付で発行したOL5495/BCT-TCHQによると、個人や会社（工業団地、輸出加工区、ハイテク区、経済特区、国境経済区の企業を含む）の工場又は倉庫を賃借している企業は、以下の要件を両方とも満たした場合、上記275日ルールの適用が考えられます。

- ・ 賃貸借契約書は法律に従い締結されている
- ・ 賃貸借期間が輸出品の生産に関する契約期間より長い

Contact us

KPMG Limited

監査・アシュアランス業務
税務・投資・コーポレートサービス
ビジネス・アドバイザー・サービス
ファイナンシャル・アドバイザー・サービス
ITコンサルティング

Japanese Practice

Hanoi

- 谷中靖久

公認会計士（日本） マネージャー

E-mail: yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

- 古屋 秀規

アシスタント マネージャー

E-mail: hfuruya@kpmg.com.vn

- 松木 摩耶子

公認会計士（日本）

アシスタント マネージャー

E-mail: mmatsuki@kpmg.com.vn

- Pham Thi Thu Huong - 日本語可
シニア

E-mail: huongtpham@kpmg.com.vn

46th Floor, Keangnam Hanoi
Landmark Tower 72 Building,
E6 Pham Hung Street,
Me Tri, Tu Liem, Hanoi
Tel: +84 4 3946 1600
Fax: +84 4 3946 1601

Ho Chi Minh City

- 渡 喬

公認会計士（日本） マネージャー

E-mail: takashiwatari@kpmg.com.vn

- 田村陽一

公認会計士（日本） マネージャー

E-mail: ytamura1@kpmg.com.kh

- Nguyen Thi My Duy - 日本語可
アシスタント マネージャー

Email: duynguyen@kpmg.com.vn

10th Floor, Sun Wah Tower
115, Nguyen Hue Street
District 1, Ho Chi Minh City
Tel: +84 8 3821 9266
Fax: +84 8 3821 9267

www.kpmg.com.vn

ベトナムデスク

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

Otemachi Financial City South Tower,
9-7 Chiyoda-ku, Tokyo, 1008172

中谷 剛之 シニアマネージャー

Email: takeshi.nakatani@jp.kpmg.com

Tel: +81 3354 8805

Fax: +81 3354 8815

大阪事務所

Ginsen Bingomachi Bldg, 6-5, 3-Chome
Kawara-Osaka-541-0048

桂木 茂 パートナー

Email: shigeru.katsuragi@jp.kpmg.com

Tel: +81 6 7731 1000

Fax: +81 6 7731 1011